

令和2年6月21日 施行（平成30年6月22日号外法律第62号）	平成23年6月30日 施行（平成23年6月30日号外法律第82号）
<p>○卸売市場法</p> <p style="text-align: center;">〔昭和四十六年四月三日法律第三十五号〕</p> <p style="text-align: center;">〔大蔵・農林・建設・自治大臣署名〕</p> <p>卸売市場法をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">卸売市場法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 卸売市場に関する基本方針（第三条）</p> <p>第三章 中央卸売市場（第四条―第十二条）</p> <p>第四章 地方卸売市場（第十三条―第十五条）</p> <p>第五章 雑則（第十六条・第十七条）</p> <p>第六章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p> <p>3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。</p> <p>4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。</p>	<p>○卸売市場法</p> <p style="text-align: center;">〔昭和四十六年四月三日法律第三十五号〕</p> <p style="text-align: center;">〔大蔵・農林・建設・自治大臣署名〕</p> <p>卸売市場法をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">卸売市場法</p> <p>目次</p> <p><u>第一章 総則（第一条―第三条）</u></p> <p><u>第二章 卸売市場整備基本方針等（第四条―第六条）</u></p> <p><u>第三章 中央卸売市場</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第一節 開設（第七条―第十四条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第二節 卸売業者等（第十五条―第三十三条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第三節 売買取引（第三十四条―第四十七条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第四節 監督（第四十八条―第五十一条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第五節 雑則（第五十二条―第五十四条）</u></p> <p><u>第四章 地方卸売市場</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第一節 開設及び卸売の業務についての許可（第五十五条―第六十条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第二節 業務についての規制及び監督（第六十一条―第六十六条）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第三節 雑則（第六十七条―第六十九条）</u></p> <p><u>第五章 都道府県卸売市場審議会（第七十条・第七十一条）</u></p> <p><u>第六章 雑則（第七十二条―第七十六条）</u></p> <p><u>第七章 罰則（第七十七条―第八十三条）</u></p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要施設を設けて継続して開場されるものをいう。</p> <p>3 この法律において「中央卸売市場」とは、<u>生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。</u></p> <p>4 この法律において「地方卸売市場」とは、<u>中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上</u>のものをいう。</p>

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第二章 卸売市場に関する基本方針

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

第二章 卸売市場整備基本方針等

(卸売市場整備基本方針)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標

二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たつては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	<p>(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。</p> <p>(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</p>

七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。
---------------	---

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものではないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 開設者の名称及び住所
- 二 中央卸売市場の名称
- 三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（地方卸売市場の認定）

第十三条 卸売市場であって、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項
- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
- 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 七 卸売市場の卸売業者に関する事項

6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

（中央卸売市場開設運営協議会）

第十三条 第八条第一号若しくは第二号に該当する地方公共団体又は開設者は、中央卸売市場の開設又はその業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、条例で、中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の委員は、学識経験のある者のうちから、協議会を設置する前項の地方公共団体又は開設者が委嘱する。この場合において、当該地方公共団体又は開設者は、当該中央卸売市場に係る開設区域の全部又は一部を管轄する他の地方公共団体と協議して、当該他の地方公共団体の代表者又は職員を協議会の委員に委嘱することができる。

八 その他農林水産省令で定める事項

- 3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。
- 4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 卸売市場の業務の方法
 - 二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項
- 5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
 - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
 - 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
 - イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
 - ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
 - ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
- イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
 - ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

3 前二項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会を設置する第一項の地方公共団体又は開設者が条例で定める。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 決済の確保	（一） 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 （二） 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成

	し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものではないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 開設者の名称及び住所
- 二 地方卸売市場の名称
- 三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。